

新型コロナウイルス感染症対応等の支援策

名称	行政機関	URL
(事業者等向け) 令和4年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧(補助等) (令和4年10月28日時点)	三重県	https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001024969.pdf 「三重県 新型コロナ 事業者等向け支援策一覧」で検索して下さい。
新型コロナウイルス感染症の発生に伴う雇用対策支援	三重県	https://www.pref.mie.lg.jp/oshigoto/60604012703_00001.htm 「三重県 新型コロナ 雇用対策支援」で検索して下さい。
新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の方への支援策	三重県	https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00009.htm 「三重県 新型コロナ 事業者支援」で検索して下さい。
新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内	内閣官房	https://corona.go.jp/action/ 「内閣官房 新型コロナ 支援」で検索して下さい。
(その他参考) R4年度に活用できる原油価格・物価高騰等対応の支援策一覧(令和4年10月28日時点)	三重県	https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001024970.pdf 「三重県 物価高騰 事業者支援」で検索して下さい。

【事業者等向け】R4年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

※【個人向け】R4年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧は、9ページ以降をご覧ください。

※原油価格・物価高騰等による影響を受けている事業者等のみなさまは、「令和4年度に活用できる原油価格・物価高騰等対応の支援策一覧」をご覧ください。

令和4年10月28日時点

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
1 中小企業・小規模企業の資金繰り支援	セーフティネット資金	補助	中小企業・小規模企業	<p>売上が一定程度減少した事業者（※）の資金繰りを支援 （※）直近の売上が前年より5%以上減少し、セーフティネット保証4号、5号、伴走支援型特別保証のいずれかの認定を受けた事業者</p> <p>・融資限度額：新型コロナ対応 8千万円 伴走支援型 6千万円 ・償還期間：10年以内（据置：2年～5年以内） ・融資利率：金融機関所定利率 ・保証料：0.2～0.9%（県保証料補助後の事業者負担）0～0.24%</p>	募集中 （終期未定）	雇用経済部 中小企業・サービス産業 振興課 ☎ 059-224-2447
2	リフレッシュ資金	補助	中小企業・小規模企業	<p>売上が一定程度減少した事業者（※）の資金繰りを支援 （※）直近の売上が前年より3%以上減少した事業者等 （※）直近の売上が前年より15%以上減少した事業者等（伴走支援型）</p> <p>・融資限度額：新型コロナ対応 5千万円 伴走支援型 1億円 ・償還期間：新型コロナ対応 7年以内（据置：2年以内） 伴走支援型 10年以内（据置：5年以内） ・融資利率：金融機関所定利率 ・保証料：0.2～1.9%（県保証料補助後の事業者負担）0～1.3%</p>	募集中 （終期未定）	雇用経済部 中小企業・サービス産業 振興課 ☎ 059-224-2447
3 使用料・手数料の減免	工業研究所の依頼試験手数料・機器開放使用料の減免	減免	中小企業・小規模企業	<p>工業研究所に対して依頼試験又は機器開放を利用する事業者の手数料・使用料を減免</p> <p>依頼試験手数料 一律 50%減免 機器開放使用料 一律 50%減免</p>	R4.4.1～R5.3.31	雇用経済部 工業研究所 ☎ 059-234-4036 支援策ホームページ
4 経営への影響等を受けている農業者等への支援	農業経営近代化資金利子補給金	補助	農業者等（集落営農組織を含む）	<p>新型コロナウイルス感染症により経営に影響等を受けた農業者等への融資に対する利子補給により資金繰りを支援</p> <p>・融資限度額：法人2億円、個人1,800万円（知事特認2億円） ・償還期間：原則15年以内（据置：原則7年以内） ・基準金利：1.95%（農林水産省通知） ・利子補給率：1.25%（補給後の事業者負担：0～0.7%）</p>	R4.4.1～R5.3.31	農林水産部 農産物安全・流通課 ☎ 059-224-2437

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
5 経営への影響等を受けている漁業者への支援	漁業近代化資金（5号資金（養殖用種苗購入資金）に限る）利子補給金及び保証料補助金	補助	漁業者等（水産業者を含む）	新型コロナウイルス感染症により経営に影響等を受けた漁業者等への融資に対する利子補給及び信用保証料補助により資金繰りを支援 ・融資限度額：9千万円～3億6千万円/1経営体 ・償還期間：5年以内（据置：2年以内） ・基準金利：1.95%（農林水産省通知） ・利子補給率：1.95%（うち0.70%がコロナ上乗せ分、補給後の事業者負担なし） ・保証料補助率：10/10（補助後の事業者負担なし）	R4.4.1～R5.3.31	農林水産部 水産振興課 ☎ 059-224-2606
6	漁業経営維持安定資金利子補給金及び保証料補助金	補助	漁業者等（水産業者を含む）	新型コロナウイルス感染症により経営に影響等を受けた漁業者等への融資に対する利子補給及び信用保証料補助により資金繰りを支援 ・融資限度額：4千万円～4億円/1経営体 ・償還期間：原則10年以内（据置：原則3年以内） ・基準金利：1.95%（農林水産省通知） ・利子補給率：1.95%（うち0.70%がコロナ上乗せ分、補給後の事業者負担なし） ・保証料補助率：10/10（補助後の事業者負担なし）	R4.4.1～R5.3.31	農林水産部 水産振興課 ☎ 059-224-2606
7 交通事業者が行うデジタル化や車両等への感染症拡大防止対策に要する費用への補助	デジタル化や車両等への感染症拡大防止対策にかかる費用への補助	補助	県内交通事業者 ・地域鉄道 ・乗合バス ・航路 ・タクシー	①感染症拡大防止対策への支援 支援対象：車両等における抗菌・抗ウイルス・換気・衛生対策や駅等の衛生対策など、感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用 支援額：補助対象経費に1/4を乗じて得た額以内 ②デジタル化への支援 支援対象：デジタル化・システム化に要する費用 支援額：補助対象経費に1/4を乗じて得た額以内	～R5.2.28	地域連携部 交通政策課 ☎ 059-224-2622
8 交通事業者が行う利用回帰に向けた取組に要する費用への補助	利用回帰に向けた取組にかかる費用への補助	補助	県内交通事業者 ・地域鉄道 ・乗合バス ・航路 ・タクシー	支援対象：新型コロナウイルス感染症により大幅に減少した利用者の回帰策として実施する事業に要する費用であり、以下に掲げるもの ・割引・ポイント上乗せ等の実施（割引、ポイント上乗せの部分に相当する経費） ・P R等の実施（発信や啓発物品作成などにかかる経費） 支援額：補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内（1事業者あたりの上限300万円）	～R4.12.23	地域連携部 交通政策課 ☎ 059-224-2622
9 交通事業者が行う安定的な運行に要する費用への補助	安定的な運行にかかる費用への補助	補助	県内交通事業者 ・地域鉄道 ・乗合バス ・航路	支援対象：安定的な運行に要する費用 支援額：補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内	～R5.2.28	地域連携部 交通政策課 ☎ 059-224-2622

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
10 運行継続にかかる事業者支援	運行継続にかかる事業者支援	給付	県内タクシー事業者	支援対象：タクシー事業者が行う運行の継続 支援額：車両1台あたり3万円（上限：1事業者100万円）	～R4.10.31	地域連携部 交通政策課 ☎ 059-224-2622
11 県立文化施設を活用した文化団体等への活動再開の支援	県立文化施設を活用した文化団体等の活動再開支援補助金	補助	県内文化団体等（個人を含む）	県内文化団体等が県立文化施設で行う「新しい生活様式」に基づいた公演等の文化活動の再開に要する経費を支援 ・補助率：2分の1以内 ・補助限度額：40万円	R4.3.25～R5.3.10	環境生活部 文化振興課 ☎ 059-224-2233 支援策ホームページ
12 県内教育旅行の実施に対する支援（南部地域）	南部地域体験教育旅行促進事業費補助金	補助	三重県内の学校 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校（小中一貫校） ・高等学校 ・中等教育学校（中高一貫校） ・特別支援学校 ・高等専門学校	三重県内の学校が学校行事として企画する南部地域における教育旅行に対し支援 ※南部地域：伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町 ・対象期間：令和4年4月～令和5年2月 ・補助額：体験教育旅行に参加した児童・生徒数×1,000円から2,000円（学校所在地域と旅行先の地域により単価が異なる）※宿泊を伴う場合は、3,000円を加算	R4.4.1～R5.1.10	地域連携部 南部地域活性化推進課 ☎ 059-224-2192 支援策ホームページ
13 県内教育旅行の実施に対する支援（南部地域以外）	県内教育旅行促進支援金	補助	三重県内の学校から依頼を受けて体験教育旅行を企画、実施する旅行者等	三重県内の学校が、三重県内において学校行事として実施する教育旅行に対し支援（「南部地域体験教育旅行促進事業費補助金」の対象となる南部地域を目的地とした教育旅行を除く） ・対象期間：令和4年4月～令和5年2月 ・補助額：教育旅行に参加した児童・生徒数×1,000円から2,000円（学校所在地域と旅行先の地域により単価が異なる）※宿泊を伴う場合は、3,000円を加算	R4.4.1～R5.1.10	雇用経済部 観光誘客推進課 ☎ 059-224-2830 支援策ホームページ
14 感染発生時の消毒費用補助	感染発生時の消毒費用補助（救護施設等）	補助	保護施設等（救護施設及び無料低額宿泊所）を運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人の団体 ※新型コロナウイルス感染症が発生した施設等	建物や設備の消毒を事業者へ依頼する際の、事業継続に向けた取組に必要な消毒及び清掃にかかる経費への補助 補助率 10/10以内 ※救護施設事務費、日常生活支援住居施設委託費及び他の補助金等で措置されているものは対象外	R4.4.1～R5.3.31	子ども・福祉部 地域福祉課 ☎ 059-224-2286

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
15 感染拡大防止のための衛生用品購入等補助	衛生用品購入補助 環境改善経費補助 (児童養護施設等)	補助	児童養護施設等 ・児童養護施設 ・里親 ・乳児院 ・児童心理治療施設 ・自立援助ホーム ・児童家庭支援センター ・ファミリーホーム ・母子生活支援施設 ・婦人保護施設	衛生用品購入経費、施設等の個室化に要する経費、事業継続に必要ななかり増し経費を補助 1か所あたり800万円（里親、児童家庭支援センターは100万円） ただし、マスク等衛生用品の購入経費等は50万円	R4.7月募集開始 (終期未定)	子ども・福祉部 子育て支援課 ☎ 059-224-2883
16 感染者等が発生した障害福祉サービス事業所等がサービスを継続して提供するためのかかり増し経費の支援（補助金）	障害福祉サービス事業所 ・感染者等が発生した施設・事業所 ・居宅や代替場所でサービスを提供した通所系事業所 ・利用者の受入や応援職員の派遣を行う施設・事業所	補助	障害福祉サービス事業所 ・感染者等が発生した施設・事業所 ・居宅や代替場所でサービスを提供した通所系事業所 ・利用者への受入や応援職員の派遣を行う施設・事業所	・新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を支援する。 ・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を支援する。 ※障害福祉サービスの種別により、補助単価は異なる。	R4.7.25～R5.2.28 (終期予定)	子ども・福祉部 障がい福祉課 ☎ 059-224-2266
17 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関に対する空床確保、消毒の補助	新型コロナウイルス感染症対策事業	補助	医療機関	確保病床の種類に応じて1床あたり、16,000円から436,000円を補助 病床確保において必要となる消毒事業の委託費を補助	R4.4.1～当面の間	医療保健部 医療体制整備・調整 プロジェクトチーム ☎ 059-224-3409
18 医療従事者のための宿泊施設を確保する医療機関への補助	医療従事者の宿泊施設確保事業	補助	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関	医療従事者が新型コロナウイルス感染症患者等の対応のため業務が深夜に及んだ場合、または基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等のために、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関が宿泊施設を確保する経費の補助 1室あたり補助上限 13,100円/日	【事業期間】 R4.4.1～R5.3.31 ※第1期（受付終了） 対象期間：R4.6.1～ R4.9.30 ※第2期（受付中） 対象期間：R4.10.1～ R5.3.31 受付期間：R4.10.1～ R5.2.28 ★R5.2.28以降に申請の 必要性が生じた場合は、 速やかに担当課までご相談ください。	医療保健部 ワクチン・物資支援プロジェクトチーム ☎ 059-224-2068

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
19 新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局に対する支援	新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	補助	新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局	事業継続・再開の補助（補助率1/2） ①HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1台当たり補助上限 905,000円 ※1施設当たりの上限は2台（但し薬局については1台） ※歯科診療所を除く ②消毒費用 ※総事業費の上限は1施設当たり 600,000円 ※薬局については日常生活圏域に1件のみ所在する薬局を対象とする	【事業期間】 R4.4.1～R5.3.31 ※第1期（受付終了） 対象期間：R4.6.1～ R4.9.30 ※第2期（受付中） 対象期間：R4.10.1～ R5.3.31 受付期間：R4.10.1～ R5.2.28 ★R5.2.28以降に申請の 必要性が生じた場合は、 速やかに担当課までご相談 ください。	医療保健部 ワクチン・物資支援プロ ジェクトチーム ☎ 059-224-2068
20 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関に対する設備整備の補助	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	補助	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関	設備整備費の補助 ①初度設備費 1床当たり補助上限 133,000円 ②人工呼吸器および付帯備品 1台当たり補助上限 5,000,000円 ③个人防护具 1人当たり補助上限 3,600円 ④簡易陰圧装置 1床当たり補助上限 4,320,000円 ⑤簡易ベッド 1台当たり補助上限 51,400円 ⑥体外式膜型人工肺および付帯備品 1台当たり補助上限 21,000,000円 ⑦簡易病室および付帯備品 実費相当額	【事業期間】 R4.4.1～R5.3.31 ※第1期（受付終了） 対象期間：R4.6.1～ R4.9.30 ※第2期（受付中） 対象期間：R4.10.1～ R5.3.31 受付期間：R4.10.1～ R4.11.30	医療保健部 ワクチン・物資支援プロ ジェクトチーム ☎ 059-224-2068
21 新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」等への設備整備の補助	帰国者・接触者外来等設備整備事業	補助	新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」等	設備整備費の補助 ①HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり補助上限 905,000円 ②HEPAフィルター付きパーテーション 1台当たり補助上限 205,000円 ③个人防护具 1人当たり補助上限 3,600円（帰国者・接触者外来に限る） ④簡易ベッド 1台当たり補助上限 51,400円 ⑤簡易診療室および付帯備品 実費相当額	【事業期間】 R4.4.1～R5.3.31 ※第1期（受付終了） 対象期間：R4.6.1～ R4.9.30 ※第2期（受付中） 対象期間：R4.10.1～ R5.3.31 受付期間：R4.10.1～ R4.11.30	医療保健部 ワクチン・物資支援プロ ジェクトチーム ☎ 059-224-2068

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
22 新型コロナウイルス感染症の検査を行う医療機関等への検査機器の購入の補助	感染症検査機関等設備整備事業	補助	県から依頼を受けて、新型コロナウイルス感染症の行政検査等を実施する医療機関、県内で行政検査等を実施する民間検査機関	検査機器整備費の補助 ①次世代シーケンサー及び附帯する備品 ②リアルタイムPCR装置及び附帯する備品 ③等温遺伝子増幅装置及び附帯する備品 ④全自動化学発光酵素免疫測定装置及び附帯する備品	【事業期間】 R4.4.1～R5.3.31 ※第1期（受付終了） 対象期間：R4.6.1～R4.9.30 ※第2期（受付中） 対象期間：R4.10.1～R5.3.31 受付期間：R4.10.1～R4.11.30	医療保健部 ワクチン・物資支援プロジェクトチーム ☎ 059-224-2068
23 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関のうち重点医療機関等に対する設備整備の補助	新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	補助	重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関	設備整備費の補助 ①超音波画像診断装置 1台あたり補助上限 11,000,000円 ②血液浄化装置 1台あたり補助上限 6,600,000円 ③気管支鏡 1台あたり補助上限 5,500,000円 ④CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）1台あたり補助上限 66,000,000円 ⑤生体情報モニタ 1台あたり補助上限 1,100,000円 ⑥分娩監視装置 1台あたり補助上限 2,200,000円 ⑦新生児モニタ 1台あたり補助上限 1,100,000円	【事業期間】 R4.4.1～R5.3.31 ※第1期（受付終了） 対象期間：R4.6.1～R4.9.30 ※第2期（受付中） 対象期間：R4.10.1～R5.3.31 受付期間：R4.10.1～R4.11.30	医療保健部 ワクチン・物資支援プロジェクトチーム ☎ 059-224-2068
24 新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療機関に対する設備整備の補助	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受け入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	補助	新型コロナウイルス感染症を疑う患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関	設備整備費の補助 ①初度設備費 1床あたり補助上限 133,000円 ②个人防护具 1人あたり補助上限 3,600円 ③簡易陰圧装置 1床あたり補助上限 4,320,000円 ④簡易ベッド 1台あたり補助上限 51,400円 ⑤簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額 ⑥HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）1施設あたり補助上限 905,000円 ⑦HEPAフィルター付きパーテーション 1台あたり補助上限 205,000円 ⑧消毒経費 実費相当額 ⑨救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設あたり補助上限 300,000円 ⑩周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台あたり補助上限 1,500,000円	【事業期間】 R4.4.1～R5.3.31 ※第1期（受付終了） 対象期間：R4.6.1～R4.9.30 ※第2期（受付中） 対象期間：R4.10.1～R5.3.31 受付期間：R4.10.1～R4.11.30	医療保健部 ワクチン・物資支援プロジェクトチーム ☎ 059-224-2068
25 新型コロナウイルス感染症等の外国人患者を受け入れる医療機関に対する設備整備の補助	医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受け入れのための設備整備事業	補助	県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者等の受け入れを行う医療機関	設備整備費の補助 1施設あたり補助上限 1,083,000円 ※入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1施設に限り上記金額に429,000円を加算	【事業期間】 R4.4.1～R5.3.31 ※第1期（受付終了） 対象期間：R4.6.1～R4.9.30 ※第2期（受付中） 対象期間：R4.10.1～R5.3.31 受付期間：R4.10.1～R4.11.30	医療保健部 ワクチン・物資支援プロジェクトチーム ☎ 059-224-2068

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
26 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床を新たに整備する医療機関等に対する補助	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関施設整備事業	補助	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関	院内感染防止に配慮した病床の整備にかかる経費の補助 新設・増設 鉄筋構造の場合 補助上限 222,200円/㎡ 等	国から追加募集が示され次第お知らせします	医療保健部 ワクチン・物資支援プロジェクトチーム ☎059-224-2068
27 新たに新型コロナウイルス感染症のために専門外来を整備するための経費への補助	三重県感染症指定医療機関施設・設備事業費等補助金	補助	感染症外来協力医療機関、帰国者・接触者外来	新型コロナウイルス感染症対策のために行う施設整備にかかる経費の補助 1施設当たり補助上限 15,000,000円 ただし、面積が90㎡未満の場合は 162,800円×面積	国から追加募集が示され次第お知らせします	医療保健部 ワクチン・物資支援プロジェクトチーム ☎059-224-2068
28 新型コロナウイルスワクチン接種のため時間外・休日に医療従事者を派遣する医療機関への補助	時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業	補助	集団接種会場に医療従事者を派遣する医療機関	新型コロナウイルスワクチン接種を行う集団接種会場に対し、時間外・休日に医療従事者を派遣する場合、派遣元医療機関に対して補助 ・医師 1人1時間当たり上限 7,550円 ・歯科医師、看護師 1人1時間当たり上限 2,760円	R4.4.1～R5.3.31 (予定)	医療保健部 ワクチン・物資支援プロジェクトチーム ☎059-224-2721
29 新型コロナウイルスワクチンの個別接種を行う医療機関への給付	新型コロナウイルスワクチン個別接種促進のための支援事業	給付	新型コロナウイルスワクチンの個別接種を行う医療機関	(ア) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業 新型コロナウイルスワクチンの個別接種をさらに促進するため、一定の接種回数を実施した医療機関に対して給付 A 診療所 ① 8・9月/10・11月/12・1月/2・3月に週100回以上の接種を4週間以上実施した場合、2,000円/回を給付 ② 8・9月/10・11月/12・1月/2・3月に週150回以上の接種を4週間以上実施した場合、3,000円/回を給付 ※現行の接種費用の原則2,070円/回とは別途で交付 ③ 8・9月/10・11月/12・1月/2・3月に50回以上/日を実施した場合、10万円/日を給付 ※①、②との重複支給は不可 B 病院 ④ 8・9月/10・11月/12・1月/2・3月に50回以上/日の接種を週1日以上かつ4週間以上実施した場合、医師・看護師等の経費を給付 ⑤ 8・9月/10・11月/12・1月/2・3月に50回以上/日を実施した場合、10万円/日を給付 ※令和4年11月までの実施に限る 10月以降の要件 ①と②は、それぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること ③と⑤は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること (イ) 乳幼児、小児への新型コロナウイルスワクチン接種に向けた接種体制確保支援事業 ○診療所及び病院 8・9月/10・11月/12・1月/2・3月に乳幼児、小児への接種又は予診のみを行った場合、1,500円/回を給付	8月・9月に接種実施分はR4.10.1～R4.10.31まで 10月・11月に接種実施分はR4.12.1～R4.12.28まで 12月・1月に接種実施分はR5.2.1～R5.2.28まで 2月・3月に接種実施分はR5.3.15～R5.4.14まで	医療保健部 ワクチン・物資支援プロジェクトチーム ☎059-224-2721
30 新型コロナウイルスワクチンの職域接種を行う団体・大学等への補助	新型コロナウイルスワクチン職域接種支援事業補助金	補助	職域接種を実施する下記団体のうち、外部の医療機関が出張して接種するもの ・中小企業で構成される団体 ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(所属の学生も対象とし文科省が定める地域貢献の基準を満たす場合)	ワクチン接種を実施するために設置する会場に係る設備整備等を補助 上限 1,500円×接種回数(追加接種)	R4.4.1から当面の間	医療保健部 ワクチン・物資支援プロジェクトチーム ☎059-224-2721

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
31 感染者等が発生した介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供するためのかかり増し経費の支援（補助金）	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金	補助	介護サービス事業所・施設等 ・感染者等が発生した事業所・施設等 ・居宅でサービス提供する通所系事業所 ・利用者の受入や応援職員の派遣を行う事業所・施設等	介護報酬の対象とはならないかかり増し経費を補助 ※補助上限額は施設の種類や規模に応じて設定 【例】 ・通所介護（通常規模型）1事業所あたり537千円 ・特別養護老人ホーム 定員一人あたり38千円 <対象経費> ・緊急時の介護人材確保に係る費用 ・職場環境の復旧・環境整備に係る費用（主なもの） ・割増賃金・手当 ・帰宅困難職員の宿泊費 ・自費検査費用（施設が対象） ・施設等の消毒、清掃費用 ・衛生用品の購入費用 ・施設内療養に要する費用（施設が対象）	R4.4.28～ R5.2.28（予定）	医療保健部 長寿介護課 ☎ 059-224-2262 支援策ホームページ

【個人向け】R4年度に活用できる新型コロナウイルス感染症対応の支援策一覧

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
家計急変世帯への教育費の支援	高校生等奨学給付金	給付	家計急変世帯の保護者等（国公立高等学校等）	国公立高等学校等へ通う家計急変世帯に対し、授業料以外の教育費の負担を軽減する奨学給付金を支給 <給付額> 4,208円～143,700円	R4.7.1～R5.3.1	教育委員会事務局 教育財務課 ☎ 059-224-2827 支援策ホームページ
	私立高校生等奨学給付金	給付	家計急変世帯の保護者等（私立高等学校等）	私立高等学校等へ通う家計急変世帯に対して、授業料以外の教育費の負担を軽減する奨学給付金を支給 <給付額> 4,341円～152,000円	R4.7.1～R5.3.1	環境生活部 私学課 ☎ 059-224-2161
家計急変世帯への修業奨学金の貸与	三重県高等学校等修学奨学金（緊急採用）	貸付	家計急変世帯の高等学校等に在学する生徒	学習意欲がありながら、経済的な事由により修学が困難である高等学校生・高等専門学校生に対し、修学に必要な資金の一部を無利子で貸与	随時 (3月・6月を除く)	教育委員会事務局 教育財務課 ☎ 059-224-2944 支援策ホームページ
	三重県専修学校高等課程修業奨学金（緊急採用）	貸付	家計急変世帯の専修学校高等課程に在学する生徒	学習意欲がありながら、経済的な事由により修学が困難である専修学校高等課程（専ら職業に必要な能力を育成することを目的とし、国家試験又は国家試験に準ずる試験の受験資格が得られるものに限る）に在学する生徒に対し、修学に必要な資金の一部を無利子で貸与	R4.4.1～R5.3.31	環境生活部 私学課 ☎ 059-224-2161
5 三重県高等学校等修学奨学金の返還猶予	三重県高等学校等修学奨学金（返還猶予）	減免	三重県高等学校等修学奨学金の返還者で失業や休業等の事由が発生した方	失業や休業等により返還が困難である場合、申込から最大1年間、三重県高等学校等修学奨学金の返還を猶予 ※再申込、再々申込により通算して3年間猶予を受けることが可能	随時	教育委員会事務局 教育財務課 ☎ 059-224-2944 支援策ホームページ
6 県立高等学校授業料の減免	授業料減免制度	減免	家計急変世帯の生徒	県立高等学校に在学する方のうち経済的な理由により修学が困難な方に対して、授業料を減免	随時	教育委員会事務局 教育財務課 ☎ 059-224-2940 支援策ホームページ
7 家計急変世帯に対する授業料の減免	私立高等学校等授業料減免補助金 私立小中学校等授業料減免補助金	補助	家計急変世帯の生徒	授業料の減免を行った学校法人に対して助成することにより、家計急変世帯を支援	R4.4.1～R5.3.31	環境生活部 私学課 ☎ 059-224-2161

概要	名称	種別	対象者	支援の内容	募集期間	担当課
8 新型コロナウイルス感染症により住まいに困窮されている方への支援	県営住宅の一時的な提供	減免	新型コロナウイルス感染症に起因する離職により、県内において求職中の方	浴槽付きですぐに入居が可能な住宅を、敷金及び連帯保証人を免除し、最長1年間提供	R4.4.1～R5.3.31	県土整備部 住宅政策課 ☎ 059-224-2703
	県営住宅の家賃の減免	減免	新型コロナウイルス感染症に起因して令和2年1月1日以降に離職を余儀なくされた入居者	新型コロナウイルス感染症の影響で離職を余儀なくされた県営住宅入居者の本来家賃額と最低家賃額の差額を、最長1年間免除	R4.4.1～R5.3.31	県土整備部 住宅政策課 ☎ 059-224-2703
10 生活資金に困っている方への支援	住居確保給付金	給付	給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少している方など	住居確保給付金の支給 家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）を原則3か月支給（収入・資産要件あり）	通年 （再支給にかかる申請受付期間はR4.12.31まで）	三重県社会福祉協議会 生活相談支援センター ☎ 059-271-7701
	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	給付	すでに緊急小口資金及び総合支援資金の貸付を終了するなどにより、生活福祉資金の特例貸付を利用できない世帯のうち、収入・資産等の要件を満たす方	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給 単身世帯：月6万円、2人世帯：月8万円、3人以上の世帯：月10万円 支給期間は申請月から原則3か月	R4.12.31まで	子ども・福祉部 地域福祉課 ☎ 059-224-2256
12 分娩前にPCR検査など感染の有無を確認する検査を希望する妊婦への検査費用の補助	三重県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業補助金	補助	①三重県（四日市市を除く）に住民票を有する妊婦（県外で検査を実施した方も対象） ②三重県で里帰り出産する県外に住民票を有する妊婦 ※うつ状態にあるなど不安を抱える方や基礎疾患を有する方に限る	分娩前にPCR検査など感染の有無を確認する検査を希望する妊婦に対して検査費用を補助 ・補助単価20,000円（上限）※1回を限度	R4.4.1～R5.3.31 （予定）	医療保健部 医療政策課 ☎ 059-224-3370 支援策ホームページ
13 介護分野へ就職された方への貸付金	介護分野就職支援金貸付事業	貸付	介護事業所へ介護職員として就職した（予定している）介護職員初任者研修（就職氷河期世代）等所定の研修受講修了者	就職する際に必要となる経費として、上限200,000円を貸し付け ※無利子 県内の介護事業所で介護職員として2年間、業務に従事した場合は返還免除	R4.4.1～R5.3.31	医療保健部 医療介護人材課 ☎ 059-224-2053 支援策ホームページ
14 県内観光消費喚起支援	県内旅行の実施に対する支援（みえ得トラベルクーポン事業）	補助	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、対象範囲を決定	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、県内旅行を対象に旅行代金の割引や観光地での消費に利用可能な地域応援クーポンを配布	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、実施期間を決定	雇用経済部 観光誘客推進課 ☎ 059-224-2823 支援策ホームページ